

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 事務局  
年俸制職員・特任専門員（基金担当）  
公 募 要 領

大学共同利用機関法人自然科学研究機構では、自然科学研究機構基金を設置し、寄付金を受入れ、若手研究者及び機構の特定プロジェクトなどへの活用を通じて、機構の研究活動や社会貢献活動を推進しています。この度、寄付金の受入れ促進、寄付金の管理といった業務を担当する年俸制職員を下記のとおり募集します。

この年俸制職員は、事務局研究協力課において、寄付金受入れ及び基金事業室に関する業務に従事します。具体的には機構全体の寄付金受入れの活動に関する企画・運営に携わるほか、機構を構成する各機関等（国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所、アストロバイオロジーセンター、生命創成探究センター）の担当者と協力して寄付の促進といった業務に従事します。

記

1. 職 種

年俸制職員（特任専門員）

2. 募集人数

1名

3. 雇用契約期間

令和8年10月1日（採用日は応相談）から令和10年3月31日まで

（※1 契約更新の可能性あり：契約更新は、年度ごとに勤務成績を評価の上判断し、当初採用日から最長5年を限度とします）

（※2 業務計画、予算、人員配置、その他業務上の必要性により、無期雇用ポストの選考を実施する場合があります。その場合、勤務成績、能力、適性、職務遂行状況、選考結果等を総合的に考慮して採否を決定します）

4. 業務内容

自然科学研究機構基金事業室の運営及び寄付金の充実・促進に関する次の業務

①機構基金事業室の運営（機関担当者との連絡調整も含む）

②寄付金獲得のための渉外活動業務（個人、企業・団体等）

③寄付金獲得のための情報収集・分析及び企画立案・実施

④遺贈に関する企画立案・実施及び関連する業務

⑤寄付金に関する事務業務

⑥その他寄付金等機構外から受け入れる資金の充実・促進等に関する業務

（業務内容変更の範囲）変更なし

## 5. 勤務地

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル2F  
自然科学研究機構 事務局  
(勤務地変更の範囲) 変更なし

## 6. 勤務条件等

### (1) 勤務時間

8時30分～17時15分(1日7時間45分)  
(ただし、業務繁忙時は時間外勤務あり)

### (2) 休憩時間

12時00分～13時00分(1時間)

### (3) 勤務日

月曜日～金曜日(週5日)  
(ただし、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)

### (4) 年次有給休暇等

年次有給休暇：1月1日に20日付与(採用日に応じて12月31日までの日数付与)

その他休暇制度：有

### (5) 社会保険等

国家公務員共済組合、雇用保険、労働災害保険に加入

### (6) 給与等

① 給与：600万円～800万円

※年俸制(経歴・経験等を勘案の上、当機構年俸制職員就業規則により決定)

② 諸手当：通勤手当等(当機構年俸制職員就業規則により支給)

③ 賞与：なし

④ 退職手当：なし

## 7. 応募要件

学士以上の学位を有し、寄付募集活動に意欲がある方。また、次のいずれかの経験・資格を有することが望ましい。

①企業等において企画営業業務(渉外、マーケティング、広報など)の経験

②大学法人、独立行政法人、非営利法人等において寄付業務の経験

③その他、次のような業務経験・資格

・データ分析に関する業務

・日本ファンドレイジング協会認定資格

## 8. 提出書類

① 履歴書：書式は任意。学歴・職歴を記載し、写真を貼付すること。

(履歴書の連絡先に E-mail アドレスを記入すること)

② 現在までの実務概要

③ その他参考資料

※ 提出いただいた書類については、採用選考のために使用し、採用に至らなかった方の書類については、当機構において責任を持って破棄いたします。

## 9. 応募期限

令和8年7月31日（金）17時（必着）

## 10. 選考方法

提出のあった書類に基づき書類選考（1次選考）を行い、1次選考通過者に対して面談を行う。

## 11. 送付先・問合せ先

東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 2F

自然科学研究機構事務局人事労務課人事給与係（TEL：03-5425-2035）

※ 応募書類の封筒には「特任専門員（基金担当）応募」と朱記してください。

## 12. その他

### (1) 男女共同参画

- ・当機構は、男女雇用機会均等法を遵守し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。
- ・当機構は、選考の過程において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用することとしています。
- ・産前産後休暇・育児休業又は介護休業を取得した場合は、履歴書等にその期間を記載いただければ、それを考慮します。

### (2) 受動喫煙防止措置

ビル内の喫煙専用室を除き敷地内禁煙